万円程度を想定しております。）が本借入日にリザーブされること、借入人及び賃借人の間で締結された二〇〇二年五月二十三日付賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づいて支払われる賃料が、概ね、借入人の所有する道路（以下「本道路」という。）の維持管理費用及び借入人の維持管理運営費用等（賃借人の報酬及び社債に関する費用を含む。）の支払及びリザーブ、一定額（年間九千五百万円から一億一千万円程度を想定しております。）を超える期中資本的支出及び修繕費用、本新規貸付人に対する未払金、費用、利息及び元本、本道路の通行料収入の一七・五パーセントを上限とする賃借人の追加報酬、B号社債の社債権者に対する未払金、費用、利息及び元本、C号社債の社債権者に対する未払金、費用、利息及び元本、貸付元利金支払リザーブ、当該リザーブが二億五千万円以上となった場合におけるメザニン貸付人に対する未払金、費用、利息及び元本の順序で積み立てられ、支払われること、⑤賃貸借契約に規定する一年間の最低控除額を減額に向けて調整すること、⑥本借入日から三年を経過した日から本借入日の五年後に到来する返済日（以下「満期日」という。）の六ヶ月前の日までの期間についてメザニン社債の社債権者が、満期日の六ヶ月前の日から三ヶ月前の日までの期間についてC号社債の社債権者が、満期日の三ヶ月前の日から満期日までの期間についてB号社債の社債権者が、満期日の翌日以降の期間について本新規貸付人が、それぞれ借入人に対する各貸付債権の回収のための資金調達（リファイナンス及び借入人が有する資産の売却による資金調達を含む。）の方法及び内容を決定する権限を有すること、⑦債権者間協定書に規定するメザニン貸付人エージェント（債権者間協定書に定義される。以下同じ。）の業務及び借入人の借入に係る期限の利益喪失事由の有無を判断する業務等を本新規貸付人のために行う「スーパーシニアエージェント」、これらの業務等を優先貸付人のために行う「シニアエージェント」（なお、各シニア社債の社債権者集会（以下「シニア集会」という。）及び本集会のいずれにおいても議案一及び二（各シニア社債については、当該議案と同等の内容を含む全ての議案とする。以下「一案に関する議案」という。）が全て承認され、かつ、メザニン貸付人エージェントが承諾する場合には、メザニン貸付人エージェントがシニアエージェントを兼任することがある。）及びこれらのエージェントの選任・解任権を有し、当該業務等を統括する「全体エージェント」として、本新規貸付人が指定する者を新たに選任すること、これに伴い、借入人の本件新規貸付人及び優先貸付人に対する全ての債務の履行が完了するまでの間、メザニン貸付人エージェントの業務はメザニン貸付人のみに権限がある事項についての業務に限定されること、⑧本新規借入に係る貸付契約（以下「本新規貸付契約」という。）に基づく全ての債務の履行が完了するまでの間は、メザニン貸付人エージェント、リファイナンス・エージェント、優先貸付人事務代行会社、メザニン貸付人事務代行会社及び借入人事務代行会社（いずれも債権者間協定書に定義される。以下同じ。）の選任及び解任の権限は本新規貸付人のみが有すること。

なお、一案に関する議案は、その全てが承認されること及び各シニア集会のいずれにおいても一案に関する議案が全て承認されることを条件として承認されるものとし、かかる条件のいずれかが充足されない場合には、一案に関する議案のいずれも承認されないものとする。

議案二　一案の承認の件

右記議案は、議案一に挙げたものの他、一案の実行に関連して必要な承認を得るために、本社債要項二五項一号に基づき提出される。一案に係る本新規借入に関する事項の大要は次のとおり。

①貸付金額五五億円で、五年間貸付け、満期日に一括弁済、②利払いは六ヶ月毎で適用金利は六ヶ月ＴＩＢＯＲに年率七・五パーセントを加算した利率、③貸付手数料は貸付金額の一パーセント、④遅延損害利率は年率二〇パーセント、⑤本借入日から三年間は期限前弁済を禁止し、それ以降は、期限前弁済額の一パーセントを支払った場合に期限前弁済ができる、⑥その他本新規借入と同種のノンリコースローンに一般的に盛り込まれる項目及び本新規貸付人が必要とする項目に関する規定が置かれる。

また、一案に関連してシニア社債についても必要な変更が行われる。当該変更に関する事項の大要は次のとおり。

①Ａ－２号社債を本借入日の翌営業日付で全額期限前償還し、あわせて同日時点におけるＡ－２号社債の未払利息全額を支払う旨の変更を行い、②Ｂ号社債及びＣ号社債の延長償還期日を本新規貸付契約に基づく実行日の五年後に到来する返済日である満期日にする旨の変更を行い、あわせて同日時点におけるＢ号社債及びＣ号社債の未払利息全額を本借入日の翌営業日付で支払う旨の変更を行い、③本借入日の翌営業日の翌日以降のＢ号社債及びＣ号社債の利率を年率〇・五パーセントとする旨の変更を行い、④本新規貸付契約に基づく全ての債務の履行を完了するまでの間は、シニア社債の社債の要項二一項一〇号は適用されず、Ｂ号社債及びＣ号社債はその期限の利益を喪失しない旨の変更を行うこと。

議案三　二案の承認の件

右記議案は、二案及び二案の実行に関連して必要な承認を得るために提出されるものであり、具体的には、①借入人が借入人からその所有する本道路を譲り受ける者に対して本道路を五五億円から売買実行日現在において借入人が保有する現預金の金額（但し借入人が支払うべき合理的な費用があれば、現預金の金額から控除するものとする）を控除した金額で売却する内容の売買契約（なお、かかる売買契約には、それと同種の売買契約に一般的に盛り込まれる項目及び譲受人が必要とする項目に関する規定が置かれる。）を締結し、当該売買契約に基づく売買を実行すること並びに当該売買の実行に伴い、②優先ローンに係る元本全額の期限が当該売買の代金全額が支払われる日に到来すること及び③シニア社債の未償還元金全額について償還期限が当該売買の代金全額が支払われる日の翌営業日に到来することについての承認を得るために提出される。

なお、議案三は、各シニア集会及び本集会のいずれかにおいて一案に関する議案が承認されないことを条件として決議されるものとする。

議案四　リファイナンス・エージェントの追加及び報酬の変更等にかかる承認の件

右記議案は、①リファイナンス・エージェントとして、シティバンク銀行株式会社を追加する旨の変更、②債権者間協定書一七条に定めるリファイナンスが成功した場合の成功報酬を、シニア社債の残存元本金額の一パーセント及び本新規借入又は二案において予定される借入人から本道路を譲り受ける者による本新規借入に係る借入額の〇・七五パーセントを上限とする旨の変更並びに③本リファイナンスプランに定めるリファイナンスが債権者間協定書一七条に定めるリファイナンスに含まれること、本リファイナンスプランが同別紙一Ａ３に規定する資金調達スキームに含まれること及び一案におけるリファイナンス後のリファイナンス・エージェントは、新たに締結される債権者間協定書の規定に従って選任されることを確認する旨の変更に関連して必要な社債管理会社の承認、承諾又は同意を要する事項にかかる承認を得るために提出される。

四　右議案に関する詳細の照会先及び議決権行使書面の送付先

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング三二階新日本アーンストアンドヤング税理士法人　気付

アタミ・ビーチライン・メザニン・ファンディング・リミテッド

五　証明書の送付先

東京都千代田区大手町一丁目二番三号

株式会社三井住友銀行　証券ファイナンス営業部

平成二十五年七月九日

イギリス領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、サウスチャーチストリート、ピーオーボックス三〇九、ウグランドハウス、エムアンドシー・コーポレート・サービシーズ・リミテッド

日本における営業所

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

アタミ・ビーチライン・メザニン・ファンディング・リミテッド

日本における代表者　神保　圭一

第24期決算公告

平成25年7月9日

東京都文京区関口一丁目45番15号

日本興亜ホットライン２４株式会社

代表取締役　渡部　憲治

貸借対照表の要旨（平成25年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	224,434
	固定資産	407
	合計	224,842
負債及び純資産の部	流動負債	72,214
	株主資本	152,628
	資本金	30,000
	利益剰余金	122,628
	（その他利益剰余金）	(122,628)
	合計	224,842

(注)　当期純利益　3,173千円